

自動制御設備更新工事仕様書

1. 工事の概要

背景	庁舎内各所設備機器を監視・制御するための設備機器であるが、1994年設置から30年となり老朽化が進んでいる。各所の自動制御設備が多岐にわたるため、複数年度に分けて順次、更新・整備を行うものである。
概要	中央監視室における集中監視のもと、職員をはじめ建物の利用者などにとって最適な状態を維持するための空調設備、受配電設備、給排水設備などについての運転監視・制御を行うシステムの更新工事となる。当所においては、実験室等の試験環境維持管理における24時間稼働設備機器等もこれに含む。また、併せて機能追加・向上のための工事も含める。
工事範囲	中央監視システムに接続し、監視と制御をおこなう設備（空調熱源機、空気調和設備、センサ、制御弁、風量制御ダンパ、可変インバーター装置などの電気機械設備とそれらの設備を監視・制御する電子回路装置：ソフトウェアを含む）及び、これら自動制御装置が収容された盤内の付帯装置、信号線・電力配線。これらにより制御を受ける冷温水・給排水配管、制御バルブ類、その他補機類。一連の更新工事に伴って変更となる中央監視盤の表示変更も含む。
工事内容	既設機器の撤去、新設。設備改修に伴って必要となる、電源、制御（自動制御機器を含む）回路、給排水管、冷温水配管等についての接続工事。
工期	契約日から令和7年3月31日まで

2. 共通事項 共通仕様

	図面及び本仕様書記載事項以外は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」「建築工事標準詳細図」及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）」「同改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」の最新版による。 高所設置設備の耐震補強については、神奈川県「耐震建築物計画指針」による物品の安全性確保が特に必要な試験研究施設⑦I類・A類・甲類（耐震補強水準Aランク）として施工する。法規制対象設備に関しての取り扱いは法の要求に従って行うこと。
作業の日時	原則として平日の8時30分から17時15分までの時間に行い、作業については監督職員と作業打合せを行い許可を得て着手すること。24時間稼働設備の停止などを含む具体的な日程は、工事計画・工程表に基づき協議し決定する。
保証期間	検収後1年間とし、保証期間中に生じた故障や不具合については、無償にて速やかに修理、または交換を行うものとする。
支援体制	1) 既設中央監視制御装置メーカーとの信号接続が必須の設備であり、設備機器の機能維持のために非常に重要な機器（不具合が生じた場合、業務が停止し進行中の実験等のプロセスに重大な影響を及ぼす可能性があるため）であるため当該メーカーの代理店として十分な支援体制を維持していること。加えて、万

が一の際にはメーカーと連携し部品・部材・代替機等の調達により迅速に復旧可能な体制を有すること。

2) 工事完了後、引き渡し前に取扱い説明を行うこと。取扱説明書は原本1部、写真入りの簡易版5部を提供すること。また供用開始後、操作についての問い合わせがあった際には、2営業日以内に対応すること。

作業届 本工事着手にあたっては、総務課受付で受付票に作業員の氏名、入庁時刻を記入し、入庁カードを着用した上で作業にとりかかること。作業終了後は入庁カードの返却を行い、退庁時刻を名札等返却簿に記入する。

災害防止 作業を行うにあたっては、作業範囲の区画を行い、安全対策には十分注意し災害防止に努めること。火気を使う、もしくは火花の出るような作業については予め届けでた上でを行い、後始末については厳重に管理すること。なお、工事により第三者及び器物に損害等を与えた場合は、監督職員に報告し、請負者の責任において適切に処理すること。

清掃 作業終了後には、その日使用した資材及び作業具等の後片付け、作業箇所の床その他の清掃を行うと共に、後始末については厳重に管理すること。

3. 特記事項
機器の取付 対象設備機器以外への作業の影響を極力少なくする検討を行い、切替えなどによりやむを得ず一時的に稼働停止となる場合には、担当職員と協議の上作業を行うこと。

搬入計画 機器搬入前に動線を十分に検討し、搬入計画の承認を得て実施すること。特に重量オーバーが想定される設備機器においては、予め耐荷重計算を実施し、長期荷重、短期（地震）荷重の応力を確認した上で搬入設置を行う。

養生等 施工にあたっては、作業場所の安全確保には十分注意し、破壊・汚損する恐れのある場所等に適切な養生を行うこと。作業に起因して物品等に損傷を与えた場合は、業者の責任において原状に復すること。また、火気を使用する場合は、事前にその旨を申請すること。

試験調整 作業終了後は試験調整を行い、担当職員の検査を受けたのち、支障なく運用できる状態で引き渡すこと。

無石綿化への対応 請負者は、石綿による健康被害を防止するため、使用する全ての材料・建材および施工箇所等については、石綿を原材料としていないことを確認の上、施工すること。

発生材処理 請負者は、廃掃法に基づき廃棄物の適正な処理・管理を行うこと。マニフェストについては、最終処分場の記録をもって完成図書にファイルをすること。

報告書
(竣工時納入)

本工事の完了後、工事報告書及び工事写真を速やかに作成し提出すること。

- ①完成図書：施工図、写真帳、機器・材料リスト（仕様を含む）、取扱説明書
本工事に関する届出書、協議書、打合せ議事録他 (A4) 2部
 - ②施工図・竣工図：(A3) 2部
 - ③配管系統図、電源・制御系等統図 (A3) 2部
 - ④電子納品：2枚 (CD-R等) ※①に添付すること。
 - ⑤その他必要なもの
- ※なお、内容詳細については別途指示をする。

その他

本工事に使用する車両は、神奈川県生活環境の保全に関する条例(平成9年神奈川県条例第35号)に規定する粒子状物質排出基準に適合した車両を使用するとともにエコドライブの実践に努めること。

以上